

令和2年第6回取手市教育委員会定例会会議録（公開用）

1. 招集年月日 令和2年7月20日（月曜日）午前9時30分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 伊藤 哲
教育委員（教育長職務代理者） 小谷野守男
教育委員 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 田中 英樹
教育参事 森田 哲夫
教育次長兼教育総務課長 大手 勉志
学務給食課長 三浦 雄司
指導課長 大越 茂
指導課長（教育総合支援センター担当） 松戸 孝泰
スポーツ生涯学習課長 長塚 逸人
スポーツ生涯学習課長（スポーツ振興担当） 豊島 寿
公民館課長 大野 篤彦
図書館課長 飯塚 稔
文化芸術課長 飯山貴与子
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 主査 谷口 京子
教育総務課 総務法規係 主事 中村 翔
7. 議 事
報告第23号 取手市教育委員会職員の処分について（非公開）
議案第49号 令和3年度使用教科用図書（小学校、中学校ならびに小中学校特別支援学級用）採択について（非公開）
報告第24号 取手市教育委員会事務局職員の人事異動について
報告第25号 取手市立公民館長の任命について
議案第50号 取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第51号 取手市ブックスタート事業実施要綱の一部を改正する要綱について
議案第52号 取手市教育支援委員会委員の委嘱について

- 報告第26号 令和2年度取手市一般会計補正予算(第4号)所管事項について(市長専決処分)の同意についての専決処分の承認について
- 報告23 令和2年度取手市奨学生の決定について
- 報告24 いじめ防止策の取組み状況に関する報告について
- 報告25 いじめの事案等への対応について(非公開)

8. その他

- (1) 令和2年第2回取手市議会定例会一般質問について

9. 会議の概要

午前9時30分開会

○教育長

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和2年第6回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

配布物の確認を事務局からお願いいたします。

[谷口主査が配付物について説明]

○教育長

まず、私のほうから教育長報告をさせていただきます。お手元に資料ございますけれども、それに従って何点か御説明させていただきます。

まず、コロナウイルスの感染拡大ということで、東京中心ではありますけれども、全国的に感染が広がっています。学校の関係では感染の防止と、子どもたちの学校教育活動をいかに確保するかということもあります。その1つとして部活動の発表の場ということでは、国や県レベルの、中学生でいえば総合体育大会、吹奏楽コンクール等が中止になりましたので、県内各地で、校長会が中心になって、代わる大会を設けたりとか、発表の場を設けたりということがございます。取手の関係は、まずは中学校の総合体育祭に代わる大会の開催ということで、大会名はそちらにあるとおりですが、ライオンズクラブに御協力していただいて、ライオンズクラブ30周年記念という記念大会ということで、9種目、利根町と一緒に各中学校の体育館を使わせて行う予定になっています。感染の対策につきましては、その下にあるとおりです。開閉会式等を行わないとか、健康チェックを行う。生徒の感染防止等を中心にしまして、特に学校の体育館を使うということで、3密をなかなか回避できないのではないかとということもあわせて、非常に申しわけないんですが、仮に希望があれば教員が試合の様子を録画して、それを保護者にご覧いただくという対応を今のところ考えているところでございます。

続いて、次のページです。2番目、取手市中学校吹奏楽部発表会の開催についてということで、こちらについては8月2日に取手市民会館で行います。こちらについても感染の防止を図るわけですが、会場が広くて、観覧席も間隔をあけることができるので、3年生の保護者等についても参加を認めるといいますか、お願いする形をとっております。ステージに近い観覧席を使わないとか、座席をあけるということで防止策をとっているところでございます。

3点目です。子どもたち、教職員に新型コロナウイルス感染者が出た場合の対応ということで、7月3日付けで、県のほうから新たな新型コロナネクストの指針という

ものが示されました。点線で囲ったところでございます。その中で、消毒作業のための臨時休業を行うとか、消毒、臨時休業を経て感染の拡大を防ぐということと、また学習の保障ということがございますので、オンライン学習等によって学習の機会を確保するという形で対応したいと考えてございます。

4番目、高井小学校の放課後子どもクラブ室の新築については、ゆめみ野地区の宅地開発等によりまして、高井小学校の児童数が急増しているところでございます。そういったことで、現在使用しているクラブ室を小学校の教室にお返しする状態になっておりますので、現在の学校の敷地内に子どもクラブ室を新築する準備を進めております。工事のスケジュールとしましては、7月下旬から着工しまして、来年2月末の完成を目指して、年度内に現行のクラブ室の明け渡しを予定しているところでございます。

次のページになります。体育施設の利用再開後の状況について、お話をさせていただきます。グリーンスポーツセンターについては6月3日から再開しまして、個人利用となるプール、トレーニングルームは休業前の6割から7割程度の利用となっております。あと、藤代スポーツセンター、藤代武道場も含めて、現在はほぼ以前と変わらない利用状況になっているところでございます。また、学校の体育施設の開放事業については、6月26日から再開しております。こちらについても各団体とも活動を活発にやっけていただいているところでございます。学校開放についても、その利用する団体の方に消毒等をお願いしている状況でございます。

6番目、公民館の利用再開後の状況についてということで、公民館は6月1日から一部限定をしながら利用再開を開始したところでございます。昨年の6月から比較して利用の状況、件数が6割程度ということになってございます。7月に入り、6月に比べると増えている状況にはございますけれども、例年どおりの状況になるには、しばらく時間がかかりそうな状況でございます。

あと7番目、図書館の利用再開後の状況についてです。図書館については、5月21日から予約本の貸し出しと返却本の受け付けのサービスを再開して、その後従来どおりの利用になっておりますけれども、こちらについても前年と比べて7割程度ということになってございます。私も図書館に何回かお邪魔したんですが、従来の図書館の状況とはちょっと違い、少し閑散としている状況がございまして。そういった中で、感染の防止を図りながら、教育施設の利用も図っているところでございます。私からの報告は以上でございます。

これより本日の議事に入ります。

委員の皆様にお知らせいたします。この後議題となります報告第23号については、職員の人事に関する報告案件となります。また、議案第49号につきましては、教科用図書の選定終了まで公開しないことになっている茨城県第9採択地区の教科用図書選定協議会の議事内容に触れる議案となります。したがって、議事を非公開とすることを発議したいと思っております。

お諮りいたします。報告第23号及び議案第49号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと考えますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議ございませんので、報告第23号及び議案第49号の議事は非公開といたします。

す。

[会議室閉鎖]

○教育長

報告第 23 号，取手市教育委員会職員の処分についてを議題といたします。
本件についての報告を田中教育部長お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって，報告第 23 号は，報告のとおり承認することに決定いたしました。

続いて議案第 49 号，令和 3 年度使用教科用図書（小学校，中学校ならびに小中学校特別支援学級用）採択についてを議題といたします。

本件についての説明を大越指導課長お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

御異議なしと認めます。よって，議案第 49 号は原案のとおり決定をいたしました。
非公開とした件の議事が終了しましたので，会議の非公開を解除いたします。

[会議室開鎖]

○教育長

改めて議事のほうを進めたいと思います。

報告第 24 号，取手市教育委員会事務局職員の人事異動について，報告第 25 号，取手市立公民館長の任命についての 2 件を一括して議題といたします。

本件についての報告を田中教育部長お願いします。

○教育部長

それでは報告第 24 号，取手市教育委員会事務局職員の人事異動について及び報告第 25 号，取手市立公民館長の任命について，一括して報告いたします。

まず 24 号についてですが，令和 2 年 7 月 6 日付けで，井野公民館長でございました公民館の再任用職員に，市長部局への出向を発令し，人事課に異動する人事異動を行いました。あわせて，この人事異動に伴いまして，報告第 25 号では，同じく 7 月 6 日付けで，後任の井野公民館長に公民館主幹の大貫和宏を任命したものです。

なお，今回の人事異動及び公民館長の任命については，教育委員会の会議を招集するいとまがなかったことから，教育委員会の教育長に対する事務専決規程第 2 条第 1 項の規定により教育長が専決したため，同条第 3 項の規定により教育委員会の会議に報告し，承認を求めるものです。以上でございます。

○教育長

以上で報告が終わりました。

本件について質疑，御意見がございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

よろしいですか。質疑，御意見なしと認めます。これにて質疑，御意見を終結いたします。

これより報告第 24 号と報告第 25 号を順次採決いたします。

お諮りいたします。報告第 24 号は，報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第 24 号は、報告のとおり承認をいたしました。

続けてお諮りいたします。報告第 25 号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第 25 号は、報告のとおり承認をいたしました。

議案第 50 号、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を豊島藤代スポーツセンター長お願いします。

○藤代スポーツセンター長

では、議案第 50 号、取手市立体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、説明をさせていただきます。

提案理由ですが、取手市体育施設の団体利用における予約の時期を明確化するために、本規則の一部を改正するものでございます。これまでの条文では、団体利用での予約時期について、いつまで予約をすることができるのか、不明確な表現でございました。それを今回の改正によりまして、具体的な予約の時期を明記するものでございます。具体的に申し上げますと、窓口での予約は利用日の 3 カ月前の午前 9 時から前日の午後 5 時まで、電話での予約は利用日 3 カ月前の午前 10 時から前日の午後 5 時まで。ただし、参考資料であります 3 ページと 4 ページをごらんいただきたいのですが、施行規則第 2 条の 2 の表にございます利用区分のところは団体利用のものに限られる施設につきましては、当日の予約も可能となっております。なお、今回の規則改正前と改正後の予約の取り扱いにつきましては、内容的な変更は一切ございません。説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

以上で本件に対する説明は終わりました。

質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 50 号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 50 号は、原案のとおり決定いたしました。

議案第 51 号、取手市ブックスタート事業実施要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

本件についての説明を飯塚図書館課長お願いいたします。

○図書館課長

議案第 51 号、取手市ブックスタート事業実施要綱の一部を改正する要綱について

御説明いたします。

提案理由といたしましては、ブックスタート事業の対象者を取手市妊婦・産婦一般健康診査及び乳児一般健康診査実施要綱、こちらにつきましては保健センターで定めております要綱になりますが、こちらの規定により市が生後3カ月から7カ月までの乳児に対しまして実施しております、いわゆる4カ月児健康診査、こちらの対象者と一致させるために本要綱の一部を改正するものになります。

1枚めくっていただきまして、取手市ブックスタート実施要綱の一部を改正する要綱ということで、改正後、改正前というふうに記載しております。先ほど申し上げましたように、市のほうでは保健センターのほうで把握しておりますが、実際に行っているのは4カ月児健診、こちらの名簿を作成して、保健センターで実際に健診を行っておりますので、こちらの文言と一致させるために修正するものです。こちらの3ページ以降に、議案第51号の参考資料としまして、取手市ブックスタート事業実施要綱と、それから5ページ以降には保健センターにおける取手市妊婦・産婦一般健康診査及び乳児一般健康診査実施要綱を添付しております。

そのほかに今回、参考資料といたしまして、4カ月児健診のときに保護者の方、もちろんお子さんも一緒に来ていただいているんですけども、保護者の方にお配りしております、こちらのカラーB5の冊子「赤ちゃんといっしょに はじめまして 絵本」の冊子と、それからA4ピンク色の「0歳からのえほん」「2～3歳のえほん」ということでピンク色のチラシですね。このような絵本がありますよということで紹介しております。そのほかに、「うちどく（家読）で家族のコミュニケーション」という白黒のチラシです。それから、「よもっと」という同じくA4のチラシがあります。こちらに関しましては、4カ月健診のときには配っておりませんが、こちらはその後、主に3歳前後とか4歳、5歳、未就学児の子どもたちぐらいを対象に、ブックスタートの後のお母さんたちが子どもたちに読んであげる本の参考としてお配りしている「よもっと」というチラシになります。そのほかに、乳幼児健診の4カ月児の名簿のブックです、こちらを添付させていただきました。最後に、本日お配りした家読の黄色いチラシです。これは今月7月号ということで、これはできたばかりのチラシになります。以上です。御審議をよろしく申し上げます。

○教育長

以上で本件に対する説明は終わりました。

質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

せっかくですので、図書館の児童図書とか、そちらの図書館利用の状況なんかはどうなんですか。前は結構、子ども連れで図書館にお見えになって、子どもと一緒に図書を読んでいるような風景も見られたんですけど、少しお話をさせていただければ。

○図書館課長

教育長の報告にもありましたように、コロナウイルスということで、利用状況は以前ほどにはまだ戻っておりません。それは児童に関しましても同じ状況です。図書館での滞在、そちらが以前はお父さん、お母さんが休みの日、土曜、日曜に来て、結構本を読んであげたりとか、滞在時間が結構長かったりもしていたんですけども、本を借りてすぐ帰ってしまうという言い方がどうかなと思いますけれども、やはりコロナということで心配な点もありますし、そういった点では利用が以前ほどにはまだ戻っておりません。子どもたちも、もっといたいというところもあるのかもしれないけれども、保護者の方々もコロナということで気を使っているところがありますので、

本を借りて、滞在時間を短かめにして、本を読んであげたりとか、そういった時間も余り多くなく、藤代図書館にも子どもたちの読み聞かせをする部屋とかがあるんですけども、そちらの部屋も利用が少なかったりしているというのが、今の実情になります。

○教育長

そういった状況ではありますけど、取手で平成30年から、うちどくということをやっていたので、ステイホームの場合はうちどくの絶好の機会なので、逆にピンチはチャンスなので、そちらのほうを図書館としてもいろいろ図書の紹介などもやっていますので、そちらのほうで取り組んでいきたいと考えてございます。

そのほかございますか。

○櫻井委員

今、教育長からもおっしゃいました、ステイホームの期間はうちどくのいい機会であるということなんですが、図書館のアプリというか予約システムを使わせていただいて、予約システムで図書館に本を予約して取りに行くというのはすごくいいシステムだと思うんですけど、そのシステムがいつも字ばかりなんですね。ぱっと見たときに、例えば子どもたちの絵本の表紙がパッと出てきたりしたら、こういう本があるんだとか、これ借りてこようとか、また子どもたちだけではなくて、御高齢の方にもなかなか難しいと思うんですけど本の表紙なり何なり、また図書館はとてもいい企画をたくさんやっていて、例えば毎月毎月テーマを決めて、今回のテーマはこういうテーマです、こういう本を紹介していますというのをやってるんですけど、それもすぐに目に入らないというか、何しろ文字ばかりのあれなので、なかなか取っつきづらいので、画像を入れたらもっと取っつきやすく、わかりやすく、また見易く予約しやすいシステムになるのではないかなと常々思っておりました。もし、予算の都合がつかましたら、ぜひ御一考願います。

○図書館課長

今、委員さんから御指摘がありましたように、表紙の画像とかがあれば、もっと見やすいかなという御意見もありました。中には、その表紙の画像とかも見れたりもしているんですけども、そういった画像がないものもあつたりします。この辺につきましても、システムの関係になりますので、そういった市民の皆さんが見やすくなるように努めてまいりたいと思います。さらに、文字ばかりということで、最近、図書館から出すお知らせがコロナ関係がすごく多くて、先ほど言ったように企画とかそういったものがちょっと遅れがちになっているところもありますので、早く元の図書館の状態に戻して、そういったPR、わかりやすいホームページとかを目指して取り組んでいきたいと思っております。

○教育長

ビジュアルは非常に大切ですね。そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結といたします。お諮りいたします。議案第51号は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 51 号は原案のとおり決定いたしました。
続いて議案第 52 号、取手市教育支援委員会委員の委嘱についてを議題といたしま
す。

本件についての説明を大越指導課長お願いします。

○指導課長

議案第 52 号、取手市教育支援委員会委員の委嘱についてでございます。提案理由
としましては、令和元年度、令和 2 年度の委員の退職、定期異動に伴い、新たな 2 名
の委員を委嘱するものでございます。

資料の 3 ページをごらんください。取手市教育支援委員会条例が示されております。
この教育支援委員会の事務につきましては、第 2 条に示されておりますとおり「委員
会は、教育委員会の諮問に応じ、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童及び生徒
に対する教育相談及び教育支援並びに当該幼児、児童及び生徒の就学に関し必要な事
項について調査審議する」ものでございます。その委員としましては、第 3 条に示さ
れておりますとおり、16 人以内での組織となっております。その内訳につきましては、
医師が 4 名、学校教育関係者 9 名、児童福祉施設関係職員 1 名、学識経験者 2 名
のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命することになっております。この人数の内
訳につきましては、6 ページの施行規則のほうに示されておりますので、後ほどごら
んください。

この委員の任期につきましては、第 4 条に示されておりますとおり、委員の任期は
2 年とする。現在は令和元年度、令和 2 年度の任期でございます。ただし、補欠によ
り就任した委員の任期は、前任者の残任期間とするということになっております。こ
れを受けまして、資料の 1 ページにお戻りください。退職者、それから異動者とい
うことで、校長会長が今年度代わっております。そこでまず下田 悟、取手市校長会長、
寺原小学校の校長先生をお務めになっております。もう一方が、久賀小学校教諭、田
中誠一教諭でございます。この 2 名を令和 2 年 8 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで
委員として委嘱したいと考えております。

なお、教育支援委員会のスケジュールですが、本来であれば第 1 回目を 8 月に例年
であれば実施しているところなのですが、今回、学校が夏休み期間の変更等に伴いま
して、第 1 回目を 9 月 2 日に実施する予定でございます。その後は 10 月 21 日、12 月
16 日、年内に 3 回の支援委員会を開きまして、来年度の特別支援学級への在籍が適
当であるかを審議をさせていただきます。その結果を保護者に返しまして、手続を取
っていただいた上で、令和 3 年度の入級をするか否かということが決定する運びでござ
います。

以上、2 人の委員について御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長

本件についての説明は終わりました。

質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

よろしいですか。質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いた
します。

お諮りいたします。議案第 52 号は、原案のとおり決することに御異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 52 号は原案のとおり決定をいたしました。

報告第 26 号、令和 2 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）所管事項について（市長専決処分の同意について）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本件についての説明を三浦学務給食課長お願いします。

○学務給食課長

それでは報告第 26 号、令和 2 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）所管事項について（市長専決処分）の同意についての専決処分の承認について、御説明、御報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、2 ページにございますとおり、市長より、一般会計補正予算案の教育に関する意見を求められましたが、委員会を開催するいとまがなかったため、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第 2 条第 1 項の規定に基づき、1 ページのとおり異議がない旨の回答をしたことを報告いたします。

それでは、別紙 A 4 横の令和 2 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）、そちらをもとに御説明させていただきます。まず、10 ページをお開きください。9 款、教育費、2 項、小学校費、小学校保健衛生に要する経費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策経費としまして、感染症対策等を徹底しながら、児童の学習保障をするための新たな試みを実施するに当たり、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校教育活動の再開を支援する経費 1,850 万円を増額補正するものでございます。こちらにつきましては、国の第 2 次補正予算の成立を受けまして、学校保健特別対策事業費補助金交付要綱の一部が改正され、学校再開に伴う感染症対策、学習保障等に係る事業実施要領が策定されたことから、これらの事業を実施するための経費として計上しているものでございます。具体的には、学校における感染症対策等支援としまして、消毒液や非接触型体温計などの保健衛生用品の追加的な購入経費、校舎消毒等に必要経費など、また子どもたちの学習保障支援として、家庭における効果的な学習のために用いる教材の購入など、児童生徒の学びのために必要な経費などに利用できるものでございます。1 校当たりの事業費の上限額も学校の児童生徒数によって定められておりまして、取手市内の学校におきましては、児童生徒数が少ない学校で事業費が 100 万円、多い学校では 200 万円となっております。このうち 2 分の 1 が国庫補助であり、こちらを歳入としまして、4 ページにお戻りいただきまして、こちらの中段にございます学校保健特別対策事業費補助金として 925 万円を増額補正しております。補正予算成立後には、臨時の校長会を開催しまして、制度の概要、対象となる経費、留意点などを説明させていただいたところでございます。

また、こちらの事業でございますが、こちらの事業自体が校長の判断で迅速かつ柔軟に対応することができるよう、学校に配分することとなっておりますが、スケールメリットを活用して教育委員会において一括して調達することも可能となっておりますので、その点をうまく利用しながら、より効果的に活用できるよう、学校側と調整しながら進めていきたいと考えております。

次に、10 ページ中段の要保護・準要保護児童就学奨励費につきましては、要保護・準要保護認定を受けた児童生徒の保護者に対して、臨時休業期間中の昼食代として、給食実施予定日 1 日当たり 300 円を支給するためのもので、6 月の補正予算では 4 月、

5月分を計上しておりましたが、6月5日まで臨時休業が延長になったことから、その不足分を増額補正するものでございます。

続いて11ページになります。中学校保健衛生に要する経費でございますが、こちらは先ほど御説明しました小学校保健衛生に要する経費と同様の理由から900万円を増額補正するものです。こちらの経費につきましても小学校同様2分の1が国庫補助となりますので、4ページの歳入にございます学校保健特別対策事業費補助金として450万円を増額補正するものでございます。

11ページ中段の要保護・準要保護生徒就学奨励費につきましても、こちらも先ほど御説明しました小学校の要保護・準要保護児童就学奨励費と同様の理由から30万4,000円を増額補正するものでございます。報告は以上となります。

○教育長

説明は以上でございます。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いいたします。

○猪瀬委員

この新型コロナウイルス感染症対策費で、今現在、消毒液とかそういう買える状況というのは、よくなっているんでしょうかね。

○学務給食課長

消毒液に関しまして、アルコールにつきましては、物としては動いておりますが、すぐ注文してすぐ入るわけではなく、少しお時間をいただくような状況になっております。それ以外のもの、次亜塩素酸ナトリウム、そういったものに関しましては手に入りやすくなっております。それ以外ですね、界面活性剤等につきましても購入はしやすくなっておりますので、各学校でも購入できるような状況になっております。

○教育長

今、学校のほうで、どういったものを購入するかということで打ち合わせしていただいて、8月の初旬に教育委員会に提出していただくような日程です。

○櫻井委員

感染症対策支援ということで、1つお伺いしたいのは、猪瀬委員もおっしゃったように消毒関係は各学校で十分備蓄等もされていることを前回の定例会でもお伺いしましたが、先生方の教卓のところ、透明のシールドなどを使っている学校も、市内ではちょっと聞いていないんですけれども、テレビ等で見かけますが、そういったものの使用についてはいかがでしょうか。

○学務給食課長

シールドに関しましては、私どもとしては現在のところ、そこまで考えてはおりません。今後、検討に値するかなとは思いますが、現在は考えておりません。

○櫻井委員

ありがとうございました。

○教育長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて質疑、御意見を終結いたします。お諮りいたします。報告第26号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第 26 号は、報告のとおり承認することに決定いたしました。

報告 23、令和 2 年度取手市奨学生の決定についてを議題といたします。

本件についての報告を大手教育次長兼教育総務課長お願いします。

○教育次長兼教育総務課長

それでは報告 23、令和 2 年度取手市奨学生の決定について、報告いたします。

資料の 1 ページをごらんになってください。本件につきましては、取手市奨学生審査会を去る 6 月 25 日に実施いたしました。申請者は、私立大学に通う大学生 1 名でした。審査を行いました審査会委員としては、会長に市内小・中学校代表として取手西小学校の小林校長先生、副会長に取手第一高等学校の国府田校長先生を選任しまして、その他、教育部長、福祉事務所長を兼ねる健康増進部長、指導課長、教育総務課長の 6 名の委員によりまして、既定の取手市奨学生選考審査運用基準に照らしまして、申請者の成績、所得判定、申請者が属する世帯についての確認を行いました。審査の結果、申請のとおり 1 名の奨学生を決定いたしました。私立大学生ですので月額 4 万円、4 年間で 192 万円の奨学金を貸し付けすることに決定いたしました。

資料 2 ページには、近年の申請採択状況、貸付状況についての推移をお示ししておりますけれども、申請者、貸付状況とも、ここ最近は減少傾向にあります。なお、令和 2 年度の奨学生の選定につきましては、5 月の定例会で報告しましたように、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、家計が急変した世帯を念頭に、当該世帯の収入見込み額を前年の所得とみなす特例措置を実施しています。また、期間についても、随時応募を可とする緩和措置を今現在行っているところでございます。説明については以上となります。

○教育長

報告は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

よろしいですか。質疑、御意見なしと認めます。これにて報告 23 の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 23 の議事を終わります。

報告 24、いじめ防止策の取組み状況に関する報告についてを議題といたします。

本件についての報告を松戸教育総合支援センター長お願いします。

○教育総合支援センター長

報告 24、いじめ防止策の取組み状況に関する報告について、別紙のとおり報告させていただきます。

1 ページ目、いじめ防止策の取組みに関する状況です。1 番、取手市の新しい学校教育 3 つの取組、(1) 全員担任制・チーム指導への取組み状況についてです。中学校では、6 月 8 日の通常登校再開と同時に全員担任制も始まり、およそ 1 カ月以上がたちました。担任をローテーションするタイミングは、生徒のローテーションするタイミング、また生徒の出欠状況確認などは学年主任が中心となって配置を考

えております。現在ですが、7月下旬から始まる定期面談を見据えた担任配置をしていると報告を受けております。この定期面談ですが、面談する教員を希望できるシステムを今年度より取り入れています。学校と生徒、保護者の間での相談の窓口が広がるようにと考えております。

続きまして、小学校のチーム指導についてです。こちらは学校規模に応じて、その取組みの創意工夫がなされております。具体的な取組み内容は、お手持ちの資料に御報告をさせていただきました。学年内の授業交換を行える規模と、また複数の学年間での交換授業を行う規模と、さまざまではありますが、中学校同様にできるだけ多くの教職員がかかわるということで、小さな変化、違和感への気づき、また児童にとって相談できる窓口の選択肢が広がればということで、現在も実施しております。

続きまして、(2) 教育相談部会への取組み状況です。3つの取組みの柱の1つでもある教育相談部会については、20校全ての小中学校において実施しております。現在は、市教委で示した情報共有シートを学校の実情に合わせて項目を工夫しながら活用しております。この教育相談部会は、情報共有のほかに具体的な手だて、役割分担の明確化などを行い、さまざまな問題の未然防止、早期発見、早期解決を目指しています。また、後ほど御説明させていただきますが、先週の16日、木曜日に第1回教育相談主任研修会を実施いたしました。

続いて、2ページになります。(3) 研修への取組みについてです。先週の16日、木曜日、教育総合支援センターで第1回教育相談主任研修会を実施いたしました。実践事例を中心とした研修でしたが、小学校、中学校、特色ある取組みのほかに、教育相談主任が今抱える悩み事や今後の課題を共有する有意義な研修となりました。次回は、第2回ですが、9月の上旬を予定しております。この悩み事ですが、主任の先生方からは、具体的な部会の進め方、また時間内で終わることができるかどうか。今後、支援をしていく児童生徒の人数がふえたときに、限られた時間の中でどうやっていこうか、そういった本当に具体的な悩み事が共有できましたので、こういった悩み事を解決できるよう、教育委員会としても一緒に考えていきたいと考えております。

続いて、(4) 心とからだのチェックリストについてでございます。前回の定例会でも御説明をさせていただきましたが、市内の養護教諭が作成した心とからだのチェックリスト、こちらを校長会でも説明をし、各学校でこちらを活用していただいています。児童生徒の小さな変化、違和感の気づきのツールとして、名簿にチェックするなど、さまざまな活用方法の事例が上がっていますが、このチェックシートをもとに、先ほど説明をさせていただいた教育相談部会での資料として活用するとしている学校も報告を受けております。

続いて、(5) 「取手市の新しい学校教育3つの取組の進め方」の配布についてということです。昨年度末から今年度5月にかけて、この3つの取組みの進め方について、教育委員会事務局を交えて再度確認を行いました。その3つの取組みに関する確認事項を冊子にまとめて、各学校に配付をさせていただきました。現在、若干の加筆修正を加えておりますが、その加筆修正を8月上旬に行われる校長会で再度提案、確認をして、この進め方をもとにこの1年間、3つの取組みに関して着実に進めていきたいと考えております。以上で私の御報告を終わります。

○教育長

報告は以上です。

本件について質疑、御意見ございましたらお願いをいたします。

○小谷野委員

新しい事業をどう取り組んでいくかというのは、本当にこの1年、大変なところだろうと思うんですね。前にも述べましたように、課題は本当に山積みだと思うんですね。第1回の7月16日に開催された教育相談主任研修会という部分で、ここでそれぞれの悩みなどが出されたということなんですけど、悩みを出せる部会がここであって、では、その悩みをどういうふうに持って行ってやるかというのは、大変でも支援関係の先生方がそれぞれ学校に出向いてもらって、学校の中でまたその話し合いをしていただくような形で、具体的な各校の取組み、悩みを解決していくという方向性に進めてもらえたら大変ありがたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

それで1つ質問です。1ページにありますけど、1番の(1)小学校のところに書いてあります中に、授業交換をやっているよという例が出されていますよね。この中で、その授業交換をやっている部分は、学年を中心にすることが多いのか、ブロックを中心にする人が多いのか、また、もう1年から6年までのところを全部できるところをやっているのか、その辺のもし具体的な例があれば教えてください。

○教育総合支援センター長

1つ目に関しましては、出された悩みごと、課題については、校長会でも提案をさせていただき、主任の先生が1人で抱え込まないような体制をとります。また、センターの中でも学校連携支援員に伝達をして、ともに解決できるものということを進めてまいります。

2つ目の内容についてです。学校の規模、教職員の人数によって、その中身が非常に変わってくるということを確認をとっています。単学級の小学校については、なかなか授業交換ができないといったところから、例えば1年生と2年生の先生で授業を交換して授業に当たっているという報告を受けております。また、複数の教員が学年の中で配置されている学校、例えば3クラス、4クラスあるような小学校に関しては、学年の中で具体的には理科と社会を交換して担任を替えるであるとか、また3年生から6年生の理科と社会を、学年の中でという意味なんですけど、学年の中で交換授業を行っているということで報告を受けております。以上です。

○猪瀬委員

取手市で新しくこの全員担任制、2学期制が始まったんですけども、多分前にも話したかと思うんですけど、これから先、課題だったりメリットだったりというのを先生側からだったり、保護者側からもそういうアンケートとかをとったりして、こちら側が知ることというというのはお考えでしょうか。

○教育総合支援センター長

まず、教職員に関しましては、8月にチーム学校力アンケートということで、石隈先生から御提供いただきましたアンケートを実施させていただきます。児童生徒におきましては、9月に学校アンケートという形でとらせていただきます。保護者の皆様におかれては、学校評価のアンケート項目の中に位置づけるということで、今進めてはいるんですが、教育相談部会といったものに関しては、なかなか保護者の目に見えない取組みでもあるので、こういったところをどう関連づけて、意味づけてアンケート調査を行うかといったところが、今、課題として上がっております。

が、いずれにしてもアンケート調査を行うことで、年間で2回考えています。次年度に引継ぎたいと思います。

○猪瀬委員

ありがとうございます。7月後半から、うちも定期面談とかがあって、保護者の中でも誰に相談していいのかという話が保護者の中ではよくあって、本当に好きな先生にというんですけど、その好きな先生が選びづらいとか、であれば、主任だったりでいいんじゃないですかという話もあるので。新たなことを試みなもので、保護者のほうからもいろいろ出てくるとは思うんですけども、よろしくお願いたします。

○石隈委員

今出たチーム学校力アンケートについて、私のほうで補足しますが、これは学校の先生方に対するアンケートとしては、例えば教育相談部会とか学年会という定例の委員会で生徒たちの情報を共有したり、管理職と連携したり、支援の機能がうまくいっているかどうかということであるとか、自分の担任している子どもだけじゃなくて、学校全体の子どもに目が向いているとか、学校全体の当事者になっているとか、そういう尺度からなっていて、年に2回、高知県とかでも共同研究者でやらせてもらったんですけど、変化が出ますので、今回の制度の成果を見るツールになると思います。

生徒のほうには、先生からしてもらっているサービスとか、授業で工夫してもらっているとか、困ったときに声かけてもらっているというふうに、生徒から見たら先生方のサービスがどう見えるかというアンケートになっていますので、これも変化を見ていくととてもいいと思います。

それから、先生のほうにも同じように、さっき委員会の機能だけでなく、生徒たちにこんな指導、援助の工夫をしているという項目がありますので、先生のほうが学習面でよく援助しているなどと思っても、生徒のほうはそうではなかったり、先生はそれほどうまくいったと思わなくても、その学年の子どもは高く評価したりとか、いろいろあるので面白いと言ったら変ですけど、チーム学校が見やすい尺度になっていますので、ここでもお示しできたらいいと思います。それが1点目。

2点目ですけど、さっきも言った定期面談って私もいい時期だなと思うんです。これ確認なんですけど、保護者、生徒があって3者面談ですか。それとも保護者面談。

○教育総合支援センター長

3者ですね。

○石隈委員

いいですね。3者面談促進メンバーじゃないですけど、これ日本のとてもいい習慣で、子どもがいて、先生がいて、保護者がいて、今の状況を確認してSOSをキャッチして、励ますというのはとてもよくて、これが成功する方針で、失敗すると単なる説教の会で、勉強してないぞとか、夏休みしっかりさせてくださいとか、親が叱られる会議になるんですが、これもプラスとマイナスがえらく違うので、本当に成果を期待しております。それで、今度は先生を希望するって、最初に慣れるまで大変ですよ。どう選んだらいいのかと。これも練習なので、やっていかれるといいと思います。

それで、さっきの2ページ目に、心とからだのチェックリストというのは、これ

とうまくリンクするといいいかなと思うんですけど、前回紹介していただいて、私も記憶が飛んでしまったんですけど、これは生徒がつけるんですけど、先生がつけるんですけど。

○教育総合支援センター長

生徒です。

○石隈委員

ですよ。この辺で気になっている項目とかがありましたら、3者面談の中でもちょっと共有して、どうですかと確認されると、いいと思います。

3つ目が、どのタイミングがいいのかわかりませんが、本当に皆さんがおっしゃるように、全員担任制、チーム指導、それから教育相談部会、それから前期・後期への移行ということで、いじめ防止策で学校教育そのものが変わり始めたと思うんですけど、それはいじめ防止というところで始めたので、いじめ防止策なんですけど、いじめ防止策を超えて取手市学校教育改革策なので、何か名前がいじめ防止策って、絶対忘れちゃいけないよということで大事にしながらも、目指しているものは、いじめ防止のために学校教育の全面的な改革なんだということで、どこかで学校教育改革取手プランではないですけども、何かよりフィットした名前になるといいのかなというのが感想です。

○教育長

最後の石隈委員のお話については、ことしは教育振興基本計画を見直すときなので、その中でも何回か部長初め課長とも話をしているんですけど、教育大綱もそうなんですけど、子どもたちの安寧さといいますか、いろいろな力をつけるために心が安らぐというか、そこが環境づくりで一番中心なので、それを根幹にして、取手の新しい方向性というものをきちんと訴えていきたいというのは考えているところです。

○櫻井委員

先ほど石隈委員が最後におっしゃったことと関連するんですが、今回、取手の新しい学校教育の取組みということで、松戸先生がお話しいただいたんですけど、若干違和感がありまして。というのは、石隈委員もおっしゃったように、いじめ防止策ということで御提言いただいた中で出てきた取手の学校教育の変革でありますけれど、学校教育の根幹、今、教育長もおっしゃったように安全、安寧な環境で学力をつけるということが根幹であるかと思います。この取組みが学力に及ぼす影響というのは、先ほど猪瀬委員がアンケートとかそういうのをとって、それを家庭のほうにもフィードバックしてほしいと言われましたけど、御家庭のほうでは学校の変容もそうです、子どもたちの変容もそうですけれど、学力どうなんだろうと、全員担任制にして、またあるいは小学校でもチーム指導にして、学力のほうはどのように変わったかというのも、ぜひこの後注視して、この変革が学力に及ぼす影響というのをしっかり見ていただいて、もし落ちてしまったよというときには、それを上げていくにはどうしたらいいのかを指導課とも連携して、適切な対応をしていただきたいと思います。

もう1点、地域の方々に中学生をお持ちのお母さん方にお話をお伺いすると、猪瀬委員がおっしゃったように相談する先生を選べないという声が非常に多いです。というのは、中学2年生になると生徒のほうで、だれだれ先生がいいと言ってくれるんですね。1年生のときに知っているから。では、だれだれ先生にしようかみた

いな声があるんですが、1年生に関しては6月に学校が始まって、7月後半で2カ月で、だれだれ先生もよくわからないですね。しかも、担任としてずっと張りついでる先生ではなく教科の先生なので、先生のパーソナリティも個性もわからない、話しやすい先生かどうかともわからないので、子どもも当てにならない、親もわからないというので、だれ先生に相談していいのか本当に困るというので、最終的に主任かなみたいな、そういうのが実情なので、そこを何か1つ手だてがあればいいかなと思います。

あともう1点は、やはり周知不足ということで、お母さん方と話していると、2学期制って今年だけでしょうみたいなことを言われます。まだ言われます。ほかの市町村が、このコロナ関係で今年度だけ2学期制にするよという市町村もあるので、そこで取手もそうかなと思ったのかもしれないんですけど、いやいやずっとだよという話はしているんですけど、この報告の一番最後にもありますけれど、新しい学校教育取組の進め方の配布については、御努力はされていると思うんですけど、なかなかまだしっかり浸透し切れていないというところもありますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

○教育総合支援センター長

いろいろありがとうございます。そうですね、粘り強く、さまざまな機会に訴えていきたいと思ひます。この単年で勢いが閉じないように、やはり継続的な取組みに結びつけていくように努力してまいります。

○教育長

松戸課長が一生懸命頑張っています。

私から少し付け加えさせていただきますけど、3つの取組みということで周知されていないというのも、この状況下を言い訳にはしたくないんですけど、ただ、人間関係づくりが非常に難しいこの状況下なので、そこに担任の問題が加わって非常に難しい状況があります。そういった中で、信頼関係をつくるということが大事なので、システムの導入にどうしても行きがちなんですけれども、本当の狙いは何かということに戻る必要があるのかなという気がします。

あと1点、学力については、この間、学習指導要領も変わって、学力の捉え方というものを改めて捉えなくてはいけないということ踏まえた上での学力ということきちんとつかんだ上で、子どもたちの変化、それは保護者向けにもそうなんですけど、目指すべき学力は何かということをもう一度議論しなくちゃいけないかなというのは痛感しているところです。

○教育部長

今、周知ということで委員からお話ありました。9月1日号で、この3つの取組みと、それからあと支援センターの業務を紹介して、広報とりでで大々的にPRしてまいりますので、ぜひごらんになっていただければと思ひます。

これについては状況、経過報告についてもやっていきますので、またそのときに御意見をちょうだいできればと思ひます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

それでは質疑、御意見なしと認めます。これにて報告24の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告24の議事を終わります。

委員の皆様にお知らせをいたします。報告 25、いじめの事案等への対応については、いじめ事案に関する個人が特定できる情報を含む内容となっております。よって、議事を非公開とすることを発議したいと思っております。

お諮りいたします。報告 25 の議事は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと考えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

御異議ございませんので、報告 25 の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

○教育長

報告 25、いじめの事案等への対応についてを議題といたします。

本件についての説明を松戸教育総合支援センター長お願いいたします。

(非公開のため説明・審議は省略)

○教育長

以上で報告 25 の議事を終わります。

非公開としました件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室開鎖〕

○教育長

それでは、その他に入ります。

事務局から報告等をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐

事務局から 2 点ほど御連絡させていただきます。まず 1 点目、令和 2 年第 2 回取手市議会定例会一般質問についてということで、委員さんの机の上に、6 月に行われました令和 2 年取手市議会第 2 回定例会の会議録抜粋がお配りされているかと思いません。6 月の定例会におきましては、根岸裕美子議員と遠山智恵子議員から教育長に対して質問通告があり、質問答弁の様子が抜粋されているかと思いません。お持ち帰りいただきまして内容確認いただければと思います。

もう 1 点、8 月の教育委員会定例会の日程についてお知らせいたします。8 月の教育委員会定例会は 8 月 18 日、火曜日の午前中を予定させていただいております。また御通知のほうを差し上げますので御確認をよろしくお願いいたします。

報告は以上になります。

○教育長

以上で今定例会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

一方的な議事でしたけど、きょうは少し時間がありますので、委員から何かございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長

よろしいですか。

それでは、令和 2 年第 6 回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 25 分閉会